

やつて、今後の再発防止をどうするんだということを言おうと思ったんですけども、そういう質問をしても、原因をしつかり究明して今後の再発防止に努めてまいりたいみたいな答弁で終わってしまうので、これだと何かしやくし定規にこの話を言つて終わってしまうので、もうちょっと意識を変えて、危機管理という観点から、こういうことが起つたときに、きちんと、みずから、悪いことほど先に報告するというような、こういう考え方をとつていただきたいと思います。

これは、里原司郎さんや才務省全本、

「これに現財局からいふと、かくて財務省全般もつと言ふと、政府、役所全体にあるのかもしない。誰しもそういうミスは犯すんですね。我々も、サラリーマンをやっていましたから、まずい情報というのは上司に上げにくいくらいにありますけれども、そういうもののこそ、ますい情報をこそ先に上げるということをよく言われたものです。こういうことも、役所の中でも意識を改革していくたいと思います。

これは理財局というよりも財務省全体のことですから、官房長、お答えいただけますか。この点を踏まえた再発防止についての決意をお聞かせ

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

なつて書換えを行い、それを国会その他に提出するというようなことはあつてはならないことであつまして、深くおわびを申し上げます。

現在、書換えの詳しい経緯や目的等を明らかにするべく、個別具体的に、どの職員がどの程度関与したか、何をいつ書換えたか等を調査する。

与したかの調査を進めております。処分にもつながる調査でございますので、官房長であります私のものと、大臣官房を中心として調査を行つております。

委員が御指摘のとおり、この調査によつて、なぜこのようなことが起きたのかといふことを明らかにした上で、責任の所在を明確にして、厳正な処分を行う必要がござりますけれども、二度とこゝにしたことが起らぬないように、今委員から危機

管理意識の問題でもあると御指摘いたたきましたけれども、文書管理の徹底など、必要な取組をきちんとやつて、本当に二度とこのようなことが起らぬようにしていきたいと思います。そのためにも、しっかりととした調査を行つて、速やかに御報告をさせていただきたいと思っております。

○山田 賢委員 時間が参りましたので、質問を終わらせていただきますが、今、厳正な処分をおっしゃいましたけれども、私も厳正な処分を求めてようと思つたんですが、よくよく話を聞いてみると、皆さん一生懸命やつている。悪意を持つてやつたんなら厳正な処分なんだけれども、むしろ、現場の皆さんにはこんなこと、こんなこと言つたらだめですね、しつかりとルールは守る、それから文書管理は徹底した上で、しつかりと本來の業務に頑張つていただけるように、私からもエールを送らせていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○小里委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

才務会典委員会、二四日の質問になります。

財務金融委員会二回目の質問となりますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

売却をめぐる文書が五百ページ分あるということ
であります。これは、一年間、私たちがずっと文
書を出してほしいと言つてきたことに對して、な

いと言ひ続けて、そして、五百ページ分も出てくる。一枚や二枚じゃないですよ、五百ページです。

よ。これをミスと言うんですか。私は、これは隠蔽だというふうに言わざるを得ない、そして、一年以上にわたつて立法府に隠蔽をしてきた、この責任は非常に重い、と思つております。この二点

貴様は非常に重いと思っておられます。このことは、ついても冒頭申し上げておきたいと思います。
きょうは 麻生大臣に、この間の発言についてお伺いをしたいということで思つております。大臣、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

まず、四月二十七日に、財務省として、福田前事務次官のセクハラについては認定をする、そして、退職金から、百四十万円でしたつけ、を引くということで、懲戒処分相当ということになりました。

○麻生国務大臣 福田次官への処分につきましては、これは四月の二十七日に公表を既にいたしておりますので、セクハラ行為があつたと判断したことを理由にするということを申し上げております。トを認定されたということでよろしいでしょうか。

○尾辻委員 そのとおりであるということです。では、このとき、四月二十七日に記者会見をされたのは、矢野官房長ともうお一方、秘書課長が記者会見をされております。ここで矢野官房長が

謝罪をされているわけですけれども、ここまで大きなセクシュアルハラスメント事件になり、騒がしているわけです。麻生大臣として、ここは大臣の口から今日ここで、一寸言

の「から」今回のセクハラ騒動について謝罪をしなければいけないと思いますが、いかがでしようか。

○麻生国務大臣 このことに関しましては、文書をもつてきっちりとした対応を御本人にさせていただいておりますし、御本人の方からも、それこな

して、深く受けとめておりますというお答えをいただいておりますというように理解をしておりま

○尾辻委員 そうではなくて、今回の事件という
のは、既に、福田前事務次官、それも、謝罪した
うつて、福井前事務次官は、ございと見

福田前事務次官はいまに至るまで否認していませんが、そういうことで、大臣もいろいろな発言をされております。

○麻生国務大臣 これは、たびたび申し上げておりますように、福田前次官本人は否定をされちゃりますから。私はそうした覚えはないと言つておられる。片つ方は、あつたと言つておられるというんですが、こういつた話は、この種の話というのには、御存じのように、申告されて初めて成ら立つということになりますので、今の段階では、

片つ方は否定して、片つ方はと言つておられる段階で、どちらの話をとるわけにもまいりませんから。
私どもとしては、役所の処分のお話は申し上げさせていただきました。ただ、本人は今、ないし言つて、今これから係争されるということにならんだと思いますが、その段階で私どもの方から、福田の方が一方的に悪かったということを申し上げるというものは、少々、この種の判断としてはいかがなものかという御意見をいろいろな方から伺いましたのですから、私の方としては、役所にしての処分に関してきちんととした対応をさせて

ただいたということあります。
○尾辻委員 福田が一方的に悪かつたということではないという意見を周りから聞いた。誰から聞
いこなかった。

いたんですか。○麻生国務大臣 私の弁護士関係の方からも、この種の話は、簡単に、片つ方の話は否認をされて

おられる、片っ方は肯定されておられるという階で、状況としては判断は極めて難しいですようへう話を二人から伺っております。

○尾辻委員 では、なぜ財務省はセクハラを認め
たんですか。

○麻生国務大臣 福田自身の方から反論として山口の主張をきいてきた反証というのを私ども役所の方で調査をさせていただいた反論では、向こう側の言い分には、この辺りが正しかったのです。福田

してこちらから反証というものは、福田次官からの反証というものははつきりしたものが出でておりませんでしたので、その段階で、私どもとしては、長引く、少々時間をかけてやるというのではなく、御本人に対しての、個人の尊厳等とかいろいろなプライバシーの問題もありますので、なるべく

<p>早くということから、私どもとしては、福田、二十四日の日に、辞任を申し出しておりましたので、それに対応して私どもとしては処分をして対応するということで、その問題に関しましてのお話をさせていただいたということであります。</p> <p>○尾辻委員 もう一度確認します。イエスかノーでお答えください。</p> <p>大臣として、福田前事務次官のセクハラを認めますか、認めませんか。</p> <p>○麻生国務大臣 これはかかる個人の話になりますので、今の段階として、本人がないと言つてはいる以上、これはなかなか、私どもとしては、あとはなかなか言えぬということだと存じます。</p> <p>○尾辻委員 いや、もうびっくりする御答弁なんですか。</p> <p>だつて、財務省は認めて処分しているわけでしょう。懲戒処分に相当していた。そして、百四十万円が、五千三百万の退職金の二・六%ですか。これは私、処分として重いとは全然思えませんけれども、財務省が処方をしたのに、そのトップは、いや、まだ違うんですけどおっしゃっているというのはおかしくないです。</p> <p>○麻生国務大臣 今、個人としていかがと聞かれたのでお答え申し上げたところであつて、財務省としてはきちんとした対応を既にさせていただきたいと申し上げておりますが。</p> <p>○尾辻委員 ですから、それを認めていますが、それをお認めになりますかと聞いております。</p> <p>○麻生国務大臣 個人の話として言わされましたので、私としては、財務大臣として認めたのかと言わいたら、財務省として認めておりますから、そのおりです。</p> <p>○尾辻委員 財務大臣としては認めた。では、財務大臣として認めたでいいですか。もう一度確認します。</p>
<p>○麻生国務大臣 財務省の責任で文書を出しておりまして、私としては、財務省としてその方におわびをしたことだと理解しております。</p> <p>○尾辻委員 では、財務大臣として認めたのであれば、今回、もう福田前事務次官のセクシユアルハラスメントに変わっているんですね。</p> <p>私は、まず、自分の部下であります福田前事務次官が起こされたセクシユアルハラスメントを認定されたのであれば、そのトップであります麻生大臣が謝罪をしなければいけない、そう思つておられます。いかがですか。</p> <p>○小里委員長 では、尾辻かな子君、もう一度お願いします。</p> <p>○尾辻委員 どこに私が隠蔽したと言つているんですか。</p> <p>○麻生国務大臣 私どもとしては、紙を出して、きちんと対応させていたいたと理解をしておるんですけれどもね。きちんとしていて、向こうからその御返答もいただいておりますが。</p> <p>○尾辻委員 勝手に人のことを、隠蔽したとかいう発言をつくらないでください。聞いてください。</p> <p>○麻生国務大臣 ですから、財務省として認めたということは、私ができないと思いますよ。まず自分が、自分の組織が起こしたことを見罪できなくて、どうやって再発防止ができるんですか。私は非常に疑問です。</p> <p>もう一つお聞きしますが、今回の財務省のやり方、最初に福田前事務次官の調書を発表して、そして被害者に名乗り出ると言つて、こういうやり方、そして名乗り出るのがそんなに苦痛なのかといつたやり方について、これは適切だったと思われますか。イエスかノーでお答えください。</p> <p>○麻生国務大臣 私どもといたしましては、少なくとも、今回のセクハラ問題というのが持ち上がった当初、これは本人が否定をしておられましたので、そういう中で、週刊誌の報道のみをもって事実を認定して処分を行うことは困難、こ</p>
<p>くて、きちんとした書面で提出をさせていたたいておりまして、私としては、財務省としてその方におわびをしたことだと理解しております。</p> <p>○尾辻委員 どうしても、大臣は御自分の口からは謝罪の言葉を言われない。これが本当に謝罪したことだと国民の皆さんが思うかどうかですよ。書面でやつた、でも、御本人、その責任者はおっしゃらないわけですよ。記者会見でおっしゃつたのは官房長です。いわば、福田前事務次官の部下が、上司がやつたことを謝つているんですよ。これは一般常識としてありますか。普通、何か不祥事があつたとき、現場で対応できなければ、その責任を持っています人が出てきて、話を聞いて、それは申しわけなかったと謝る、これが一般常識の中の謝罪だと私は思つております。</p> <p>ですから、今回、私、何度ももう聞きました、謝罪されませんかと。それでも謝罪の言葉がないということは、何が悪かったのかということを大臣はわかつておられないのではないか。そして、更に危惧するのは、謝罪がないということは自分が悪かったかということを大臣がわかつておられない。そういうことは、再発防止を大臣の手では、私、できないと思いますよ。まず自分が、自分の組織が起こしたことを見罪できなくて、どうやって再発防止ができるんですか。私は非常に疑問です。</p> <p>もう一つお聞きしますが、今回の財務省のやり方、最初に福田前事務次官の調書を発表して、そして被害者に名乗り出ると言つて、こういうやり方、そして名乗り出のがそんなに苦痛なのかといつたやり方について、これは適切だったと思われますか。イエスかノーでお答えください。</p> <p>○麻生国務大臣 私どもといたしましては、少なくとも、今回のセクハラ問題というのが持ち上がった当初、これは本人が否定をしておられましたので、そういう中で、週刊誌の報道のみをもって事実を認定して処分を行うことは困難、こ</p>
<p>れはよろしいですね、そこのところは。これは、報道各社に、そう考えて、協力をお願いしたといふことです。協力をお願いさせていただいた。その際、作業をお願いをするに当たつては、役所のルールでは、これは人事院のルールがありますので、それに基づいてやつた場合は省内だけで御理解いただければというふうに思いますが。おわびをしたことだと理解しております。</p> <p>○尾辻委員 では、財務大臣として認めたのであれば、今回、もう福田前事務次官のセクシユアルハラスメントじゃんけんですよ。そうではなくて、その後に麻生大臣がいろいろ言われた言葉にて、麻生大臣による二次被害、財務省によるセクシユアルハラスメントに変わっているんですね。</p> <p>私は、まず、自分の部下であります福田前事務次官が起こされたセクシユアルハラスメントを認定されたのであれば、そのトップであります麻生大臣が謝罪をしなければいけない、そう思つておられます。いかがですか。</p> <p>○小里委員長 では、尾辻かな子君、もう一度お願いします。</p> <p>○尾辻委員 どこに私が隠蔽したと言つているんですか。</p> <p>○麻生国務大臣 私どもとしては、紙を出して、きちんと対応させていたいたと理解をしておるんですけれどもね。きちんとしていて、向こうからその御返答もいただいておりますが。</p> <p>○尾辻委員 勝手に人のことを、隠蔽したとかいう発言をつくらないでください。聞いてください。</p> <p>○麻生国務大臣 ですから、財務省として認めたということは、私ができないと思いますよ。まず自分が、自分の組織が起こしたことを見罪できなくて、どうやって再発防止ができるんですか。私は非常に疑問です。</p> <p>もう一つお聞きしますが、今回の財務省のやり方、最初に福田前事務次官の調書を発表して、そして被害者に名乗り出ると言つて、こういうやり方、そして名乗り出のがそんなに苦痛なのかといつたやり方について、これは適切だったと思われますか。イエスかノーでお答えください。</p> <p>○麻生国務大臣 私どもといたしましては、内部の女性じゃありませんから、外部の女性であつたということを踏まえ、これは財務省の職員だけで対応するというのではなくて、専門的な知識を持つ弁護士をもつて当たられるべきものだ、私どもはそう判断をいたしております。</p>

委託された弁護士というのは被害女性の人権に配慮することを前提と今申し上げてきたとおりで、守秘義務もあって中立的な立場を貫くのはこれは当たり前の話ですけれども、そういう姿勢を明確にするというのは、これは当然のことなんだと思つておりますので、財務省の責任だけで調査を進めるのではなくて、完全な第三者の調査ということを考えた委ねるとするならば、調査は極めて長期化していくことになりかねませんから、私もどもとしては、被害者の保護の観点からも望ましいものではないのではないかと考えたといふことでありまして、いろいろな意味でいろいろな批判があることは承知しておりますが、いずれにいたしましても、参考とすべき視点があるのであれば、今後の教訓としていかねばならぬところだと考えております。

○尾辻委員 私は、イエスかノーカで聞いているんですね。長い答弁をされると、申しわけないですけれども、時間も食いますので、今後簡潔にお答えいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

私が聞いたのは、調査のやり方。では、これはよかつたのか、反省はないのかということでしたけれども、今聞いた御答弁でいくと前と全然変わつておりますんで、今回の財務省の調査のやり方自身を、責任者である麻生大臣は反省は何もしておられない。そして、やり方がますかつたということを全く認めておられないということはわかりました。先ほどから申し上げるよう、悪いことをした、まずいことをしたと思っていない人が立て直すのは無理ですからねということはよくわかつたと思います。

次に、ほかの発言も聞きたいんですけども、何で私がここまで言つておられるかというと、大臣が、全くセクシュアルハラスメントということ、そして、そのセクシユアルハラスメントの調査が実は不適切であるということをわかつておられないので、私に聞かれたという疑惑があるからです。まず、発言をされたという報道があることにつ

いてお伺いしたいと思います。

○尾辻委員 次官のセクハラ、さすがに辞職なんぢやないですかねと記者に聞かれて、だつたらすぐ男の番記者にかえればいいだけじゃないか、なあそしたら、ねタをもらえるかもつてそれでついていったんだろ、さわられてもいいんじやないの、だから、次官の番を、番記者をみんな男にすれば解決する話なんだよ。これは、四月十二日、ホテルでそういうふうに記者に発言されたという報道があります。

○麻生国務大臣 こういう発言をされましたか。

○尾辻委員 担当記者から女性を排除し、男性のみとすることが妥当なことであると考へておられるかと御質問でしたので、四月の二十七日に、政府としては妥当なことであるとは考へておないとお答えをしておりました。お答えをしておりましたので、麻生国務大臣は、非常に問題な発言なんですよ。それの記憶がないというのは、私から見たことではありませんということを申し上げて、非常に不適切な発言であるということです。

○尾辻委員 お答えください。

○麻生国務大臣 正直申し上げて、余り記憶がなことですよ。男の番記者にかえればいいだけじゃなく、いかと発言しましたかと聞いています。イエスかノーでお答えください。

○尾辻委員 ○麻生国務大臣 これが福田前事務次官がこれから裁判でいろいろされていかれるんでしようから、その段階でははつきりされることだと思いますが、そういう可能性もあるということはよく言われてる話ですから、そういう可能性が否定できません。本当に事実かもしませんから、よくわかりませんので。裁判での決着がきちんと思つてますか。

○尾辻委員 ○麻生国務大臣 これは福田前事務次官がこれか裁判でいろいろされていかれるんでしようから、その段階でははつきりされることだと思いますが、そういう可能性もあるということはよく言われてる話ですから、そういう可能性が否定できません。本当に事実かもしませんから、よくわかりませんので。裁判での決着がきちんと思つてますか。

○尾辻委員 ○麻生国務大臣 されただけじゃないんですよ。更にまたひどい発言があるんですね。セクハラという罪はない。これは、今でもセクハラという罪はないというふうに思われていますか。

○尾辻委員 ○麻生国務大臣 それだけじゃないんですよ。間違えないでくださいね、このところは。大事なところです。セクハラ罪ではないと読めますからね。アサ・ナマタロウみつけた、それを勇気を出して言つた。そうしたことはありませんからね。間違えないでください。

セクハラ罪はない。悪意で切れば、セクハラ、罪はないと読めますからね。アサ・ナマタロウみたいな読み方ですよ。麻生太郎とは言わずにアサ・ナマタロウと言われたことがあるから。切り

方の問題ですよ。

七クハラ罪はないということを申し上げております。これは刑事罰として存在しておりませんから。これは訴える、訴えられる、そういったもので、これは両方で話し合われるということを正確に、法律用語としては正しく申し上げたんですねけれども、悪意を持って途中で切られると、セクハラという罪はないというふうに言いかえておられますから。セクハラ罪はないと一つのセンテンスで読んでください。

○尾辻委員 では、もう一度。

七クハラ罪という罪はないということについては自信を持つておっしゃっているわけですからでも、これはあたかもセクハラが悪いことではないという聞き直りにしか聞こえないんですよ、本当に。いじめという罪はない、こうやって聞き直つて、また加害者を、バッシングしているわけですよ。

このセクハラ罪という罪はない、これで何が言いたかたんですか。普通であれば、セクハラ罪という罪はないとおっしゃった後に言わなければいけないのは、これは法律の不備であると言わなければいけないんじゃないんですか。今までセクハラ罪という確かに明確定義がなかった。男女雇用機会均等法は事業者に義務づけているだけですから、ないんですよ。だから、こういう人たちには泣き寝入りしてきたわけでしょう。少數の頑張っている人たちが何とか裁判に訴えて、そしてやつと判例が積み上がっている。

セクハラ罪という罪はない、その後におっしゃりたかったことは何なんですか。申し開きですか。

○麻生国務大臣 法令として、私どもは法律の話を申し上げております。法治国家ですので。法律の話として、セクハラ罪と称する犯罪はないという事実を申し上げております。

しかし、セクハラというのは一般に捜査機関が捜査を行なうわけじゃありませんから、御存じのように。これは双方の主張が異なる場合は事実関係

を認定することがなかなか難しいという問題意識があります。これは刑事罰として存在しておりませんから。これは訴える、訴えられる、そういったもので、これは両方で話し合われるということを正確に、法律用語としては正しく申し上げたんですねけれども、悪意を持って途中で切られると、セクハラという罪はないというふうに言いかえておられますから。セクハラ罪はないと一つのセンテンスで読んでください。

○尾辻委員 では、もう一度。

七クハラ罪という罪はないということについては自信を持つておっしゃっているわけですからでも、これはあたかもセクハラが悪いことではないという聞き直りにしか聞こえないんですよ、本当に。いじめという罪はない、こうやって聞き直つて、また加害者を、バッシングしているわけですよ。

このセクハラ罪という罪はない、これで何が言いたかたんですか。普通であれば、セクハラ罪という罪はないとおっしゃった後に言わなければいけないのは、これは法律の不備であると言わなければいけないんじゃないんですか。今までセクハラ罪という確かに明確定義がなかった。男女雇用機会均等法は事業者に義務づけているだけですから、ないんですよ。だから、こういう人たちには泣き寝入りしてきたわけでしょう。少數の頑張っている人たちが何とか裁判に訴えて、そしてやつと判例が積み上がっている。

セクハラ罪という罪はない、その後におっしゃりたかったことは何なんですか。申し開きですか。

○麻生国務大臣 法令として、私どもは法律の話を申し上げております。法治国家ですので。法律の話として、セクハラ罪と称する犯罪はないという事実を申し上げております。

しかし、セクハラというのは一般に捜査機関が捜査を行なうわけじゃありませんから、御存じのように。これは双方の主張が異なる場合は事実関係

を認定することがなかなか難しいという問題意識があります。これが私どもの発言なんですね。私たちもぜひ、一部が切り取られたということなんだと思っておりますが。

私どもは、セクハラの被害の女性の尊厳とか、からセクハラというような事実は、これはアウトだと、一番最初から、冒頭から申し上げておりますから。セクハラの被害の女性の尊厳とか、からセクハラというような事実は、これはアウトだと記憶していますが。

○尾辻委員 ですから、セクハラ罪はないからという言い方は、まるでそれが許される、そして開き直っているようにしか聞こえないんですね。そこは、十分、大臣の発言として、いまだに、それほども、セクハラが事実とするならアウトだということを、もう一番最初に、冒頭に申し上げたと記憶していますが。

○尾辻委員 ですか。セクハラ罪はないからと申しあげておきます。

一点だけ確認をします。

今回の福田前事務次官のセクハラについて、弁護士事務所の方に調査を依頼した。報道では、概要と最終的に報告書を提出ということなんですが、報告書を出すか出さないか、イエスかノーかだけ。もうちょっと時間ないので、出すか出さないかだけ。いや、私は大臣が出すか出さないか。じゃ、大臣の中ではわからないということですか。

○麻生国務大臣 いや、私は大臣が出すか出さないかだけ。イエスかノーかで答えてください。

○尾辻委員 いや、私は大臣が出すか出さないか。じゃ、大臣の中ではわからないということですか。

○尾辻委員 これは、報道によると、概要是もう出されているようなんですね。私たちもぜひ、弁護士事務所の概要を知りたいと思いますし、報告書が財務省に来たらぜひ見たいと思います。

ぜひ、委員長、この辺、開示を求めたいと思ってますので、後刻理事会でお取り計らいをお願いしたいと思います。

○尾辻委員 今いろいろ話を聞いてきましたけれども、大臣は、全く御自分が、もうこれは福田前事務次官のセクシユアルハラスメントじゃないんです、麻生大臣の発言によるセクシユアルハラスメントに変わっているんですよ。でも、今、ずっと発言を聞いてきましたけれども、大臣、どう見ても、発言、セクハラ容認をしているとしか思えない。これでは、女性の活躍推進と言っていますけれども、女性を活躍させない、こういう政権だと思います。そして、余りにセクシユアルハラスメントに無自覚であり、セクハラだつたらアウェトと言いますけれども、この麻生大臣の発言でもアウトだと思います。

もう一つだけ、最後、大臣の発言についてお聞きます。文書改ざんです。

おとといですかね、文書改ざんは個人の問題だ、組織の問題ではない、こういうふうに記者会見でおっしゃった、ぶら下がりでおっしゃったところが、報道ではありません。これは事実ですか。が、報告書を出すか出さないか、イエスかノーかだけ。もうちょっと時間ないので、出すか出さないかだけ。もうちょっと時間ないので、出すか出さないかだけ。イエスかノーかで答えてください。

○麻生国務大臣 担当の矢野官房長に答弁させていただければと思います。

○麻生国務大臣 いや、私は大臣が出すか出さないかだけ。じゃ、大臣の中ではわからないということですか。

んけれども、通常の職員はきちんと裏面目にやつておられるというのが、私どもの見た範囲では、極めて眞面目に、職員としては、個々の文書、決算等々については対応していると思っておりますので、こういった文書は組織挙げて改ざんをしているかのことにとられかねないようなよく話が聞かれますけれども、この問題に関しましては、担当したのが、私は、個々の職員の間で厳正な処分を行つてあるということなのであって、人事担当部局において、調査の結果を踏まえまして、書換えに関与した個々の職員、これは全省挙げてやっているわけじゃありませんから、個々の職員に対しても厳正な処分を行つていく必要があるといたします。

したがつて、その局課挙げてやつたというようなことをするかといううのが今後考えなければならぬ大事な点だと思います。

○尾辻委員 この改ざん文書では、その担当者だった近畿財務局の職員が自殺をされているんですよ。亡くなつておられるんですよ。それに対して、個人の問題だと言う。本人の責任にしてしまって、個人の問題だと言う。本人の責任にしてしまった近畿財務局の職員が自殺をされているんですよ。亡くなつておられるんですよ。それに対して、個人の問題だと言う。これは発言を撤回して謝罪をしてください。

○麻生国務大臣 これもたびたび申し上げてきた裁を得た行政文書書き換えるなどという話の大手はゆきしきことなんだということは最初から申し上げてきております、この話は。そのところもはしょっていたなかに、ぜひ、そのところもよろしくお願い申し上げます。その上で、私どもとしては、甚だ遺憾なことであつて、深くおわび申し上げなければならぬということを申し上げております。

今回のお話にしましては、全ての文書書き換えが全省挙げてやつてあるかのないようにとられかねませ

起こらないようにするためには、財務省としてさらなる対応をせねばならぬ。

担当した職員だけではなくて、それを命令した人がいるはずですから、そこが問題だと今言われているところだと思いますので、そういった意味では、私どもは、その人がまことに残念なことになつておりますけれども、それを命令して書き換えさせた人がいるはず、そのところがきちんとされていかないといかぬところなんだ、私どもはそう思つておりますが。

○小里委員長 時間が来ております。閉じてください。

○尾辻委員

最後に。

これは、話を聞いてみると、個人の問題にすりかえているし、特定の人たちや特定の局だけの問題にすりかえているようにしか私は思えません。そして、非常にこれは御遺族に対して失礼な発言である。こういうことをおっしゃる大臣に、財務大臣を務める、そして副総理を務める資格は私はないと思います。ぜひ辞任をしていただきたいと申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○小里委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 おはようございます。川内博史でございます。

○川内委員 おはようございます。川内博史でございます。よろしくお願いいたします。

今のお話を聞いておりまして、麻生大臣がおっしゃることも私はわからなくなはない。

例えば文書改ざんの問題について言えば、最終的に犯罪として問われるのは個人である。財務省を逮捕、起訴するとか、組織を逮捕して、組織を起訴して、組織を処罰するなんということはないわけですから、犯罪という意味においては、個人がその犯罪の事実を認定され、そして処罰されいくとも言えるのかもしれない。他方で、組織犯罪という言葉もあるとおり、組織的にそれが行われたのではないかということが

今問われているわけでありまして、そういう意味で、麻生大臣の御発言が世間に對して誤解を私は与えているのではないかと。組織的に行われた可能性があるよと、だから、その末端でそれを押しつけられた方が、これも報道ですから本当かどうかはわかりませんが、無理やり改ざんに加担させられたとする趣旨の遺書を残されて自殺をされたというようによると報道されているわけですが、そういう末端で苦しまれて、大変痛ましい結果にもつながつてゐるのではないかというふうに思います。

ですから、組織全体でやつてあるというような感じはありませんけれども、どうふうに会見で大臣述べられているんですけれども、組織全体、すなはち財務省全体として改ざんをしたとは私も思いません。しかし、組織的にそれが行われたであろうというのは間違いないことだというふうに思っています。

そういう意味で、私が大臣の発言を補足するのには甚だ僭越ではございますが、組織全体でやつてゐるとは思わないが、組織的に行われていたであろう、だからこそ今調査をしているのだという理解でよろしいかということを、ちょっと大臣に冒頭、一言御発言をいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 今、補足していただいて大変恐縮ですけれども、私どもとしては、財務省を挙げてやつてあるという意味で組織ということを使わせていただいたんですけども、局とか課とかいう

うのも組織というのであれば、大きな組織の一部の組織の中でそういうことが行われたのではない

と存じます。

○川内委員 そういう意味で、組織全体、あるいは組織の中の一部の組織、まあ、組織的に行われたであろうかも知れないです、まだ、かもしだれな

いこの文書の改ざんについて、それこそ麻生大臣は、財務省全体を統括する立場として、政治的

な責任あるいは民主主義を擁護する内閣の一員と

して責任を持つてゐるということを確認をさせていただきたいと思います。

私、麻生大臣に、辞任すべきだとか今すぐやめていただきたいとかまでは言いません。なぜなら、まだ全ての結果が出ていないから。ただし、きちんと調査をしていただき、御報告をいただき、そして麻生大臣がそのときに、政治家の責任なんというものは人に言われるものじやなくて自分自身で判断するものだと私も思います。だからこそ、しかし確認をしておかなければならないのは、そういう財務省の中の出来事について、セクハラのこともありますけれども、全ての出来事について、麻生大臣は政治的な責任を持つてゐるんだということをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○麻生国務大臣 役所の一部の話とはいえ、それは間違いく、役所の中で起つたことに関しまして、責任という点においては、最終的な責任は、その省の長、すなはち大臣ということになろう、私どもそう自覺いたしております。

○川内委員 ジヤ、ちょっと別な質問をさせていただきたく思います。全く毛色が変わつて、国税庁さんに来ていただいているので、国税庁さんに答えていただきたいんですけども。

○麻生国務大臣 は、各局の実情を踏まえて、国税庁、佐川さんでえらいクローズアップされましたがれども、私どもとしては、財務省を挙げてやつてあるという意味で組織ということを使わせていただいたんですけども、局とか課とかいう

うのも組織というのであれば、大きな組織の一部の組織の中でそういうことが行われたのではない

と存じます。

○川内委員 そういう意味で、組織全体、あるいは組織の中の一部の組織、まあ、組織的に行われたであろうかも知れないです、まだ、かもしだれな

いこの文書の改ざんについて、それこそ麻生大臣は、財務省全体を統括する立場として、政治的

な責任あるいは民主主義を擁護する内閣の一員と

料申告相談会も実施しているというふうに承知しております。

○川内委員 外国人の方がいきなり税務署に行くと、言葉も全くわからなかつたりして、物すごい窓口が混乱するらしいんですけども、税理士会がそういうことを避けるために独自に外国人労働者向けの無料申告相談を継続するに当たり、税理士会から国税庁あるいは地元の税務署に對して支援要請があつた場合、国税庁としてしっかり御対応いただけるかということを教えていただきたい

と思います。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

税理士会独自の外国人労働者向け無料申告相談の実施について、支援要請などの相談があつた場合には、積極的に相談に応じてまいりたいと思います。

要請を踏まえまして、具体的には、税務署における税理士の先生方に對する研修、これは、外国人の居住者の方に特有の配慮すべき制度もあるのですから、そういうものについて研修を行うとか、あるいは、外国语で記載された申告書作成手引の提供、これは、各局の実情を踏まえて、例えば名古屋の国税局ではポルトガル語とスペイン語の手引書をつくつております。そういうものを提供していくといったことなど、できる限りの支援をやつておるところでございますし、今後も検討してまいりたいと考えております。

○川内委員 よろしくお願ひします。

それでは、森友学園の問題を議論させていただきます。

昨年、平成二十九年の二月二十二日に、首相官邸そして菅官房長官の議員会館事務所で行われた、安倍総理大臣が官房長官に対して、私の家内の名前も出たので徹底的に調査せよと強く指示を

して、官房長官が財務省並びに国土交通省両省を呼んで、どうだったのという説明を受けたわけ

ございます。

その説明会合の後、菅官房長官は、安倍総理大臣に対しても、いや、問題なかつたですよという御